

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農林水産事業費 項：農業費 目：植物防疫費

事業名 病虫害防除所運営費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 クリーン農業係 電話番号：058-272-1111 (内 2868)

E-mail： c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,390 千円 (前年度予算額：2,390 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,390	2,389	0	0	0	0	0	0	1
要求額	2,390	2,389	0	0	0	0	0	0	1
決定額	2,390	2,389	0	0	0	0	0	0	1

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

病虫害発生予察事業は、植物防疫法に基づき昭和 25 年度から実施しており、その後組織の統合を進めながら平成 19 年からは本所及び 1 支所の体制で効率的な病虫害の防除対策、農薬安全使用指導の推進を図ってきた。

病虫害は広域に発生し、急激にまん延して農作物に重大な被害を与えるため、その発生動向等を把握し、防除対策に関する発生予察情報等を早期に農業者等に提供することにより、効果的、効率的に防除を実施し、被害を最小限に抑えることが重要である。

(2) 事業内容

病虫害防除所における植物防疫事業の効率的かつ円滑な推進並びに、病虫害の診断、組織体制の強化、発生予察情報等に基づく防除指導を実施する。

ア 病虫害・雑草防除指針、病虫害発生予察情報に基づく防除指導の推進

イ 病虫害防除所の運営

- ・植物防疫事業の効率的、円滑な推進
- ・病虫害の診断依頼の対応、防除技術情報の提供

(3) 県負担・補助率の考え方

国 10/10

植物防疫法に基づく病虫害防除所の設置・運営に係る経費として国が負担（千円未満は県が負担）。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
防除所運営費 (補助職員)	669	会計年度任用職員人件費
防除所運営費 (補助職員旅費)	31	会計年度任用職員通勤費
旅費	267	防除所職員中央研修、植物防疫検討会、防除指導
需用費	983	事務消耗品、公用車燃料費、備品等修繕費
役務費	135	通信運搬費
使用料	300	E T C 使用料
負担金	5	研修会等負担金
合計	2,390	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

植物防疫法第32条（病虫害防除所の設置）

(2) 国・他県の状況

植物防疫法に基づき各都道府県が国と協力して実施する業務である。

(3) 後年度の財政負担

継続

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

病虫害や雑草の防除は農作物の安定生産、品質向上を図るため必須であり関係機関の連携のもとに市町村病虫害防除計画の策定指導、病虫害・雑草防除指針、病虫害発生予察情報等に基づいた的確な防除指導を推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

病虫害防除所は植物防疫法に基づき設置され、植物防疫事業や的確な防除指導を実施すること等を目的としているため。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

地域での病虫害の発生状況を早期に把握し、被害を最小限に抑えるために適期防除を推進した。また、病虫害発生予察手法や防除対策の検討を行い、発生予察による的確かつ効率的な防除の推進を図った。

<植物防疫事務の従事日数>

- (1) 発生予察 963 人・日
- (2) 防除企画 83 人・日
- (3) 防除指導 343 人・日
- (4) 農薬安全使用指導 183 人・日
- (5) 各種調査取りまとめ 32 人・日

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

病虫害の発生は、広域での発生・急激なまん延等により農作物に甚大な被害を与えるため、地域での病虫害の発生状況を早期に把握し、効率的かつ効果的な防除を推進することで、県産農産物の安定生産に寄与する。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	農薬の適正及び効率的な利用を推進するためには、関係機関の連携のもと各種計画、指針、調査結果に基づいた的確な防除指導が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	平成18年の食品衛生法改正により残留農薬基準が厳格化されて以降、現在まで基準値違反は発生していない。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	調査地点や調査手法の見直し等により、効率的な事業実施に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 病虫害発生予察情報の充実を図るため、対象病虫害の重点化や予察手法等の点検を行うとともに、病虫害防除指導のための情報提供の充実を図る必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県産農産物の安全性確保と信頼性向上のため、病虫害発生予察情報の的確な提供、適切な防除方法の継続的な情報発信が必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	防除指導費 【農産園芸課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	国の植物防疫交付金対象外の事業を実施（運営費は交付金対象事業を実施）。